

監査の結果について

地方自治法第199条第1項及び第4項の規定による監査を寒川町監査基準に準拠して実施したので、同条第9項の規定により、その結果を次のとおり公表し、同条第10項の規定により、意見を提出します。

令和3年9月30日

寒川町監査委員 北村美仁
同 太田眞奈美

1 監査の種類

財務監査のうち定期監査

2 監査の実施期間

令和3年8月2日から令和3年8月20日まで

3 監査の対象部課等

企画部 財政課
学び育成部 スポーツ課

4 監査の対象

令和2年度（令和2年4月1日から令和3年5月31日まで）の財務及び事務の執行状況

5 監査の着眼点（評価項目）

これまでの監査結果を踏まえ、留意事項等があった事務事業の改善状況を確認するとともに、財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理や事務の執行が法令、規則等に基づき適切に執行されているか、公有財産が適切に管理されているか、予算執行に対して効果的かつ効率的な事務が行われているか、組織や運営の合理化が図られているかなどに着目して監査を実施した。

6 監査の実施内容

予算執行、収入、支出などの会計事務処理、契約締結及び履行、事務事業の執行、補助金等事務の正確性や庶務事務の適否などについて、検査資料等の抽出検査の他、ヒアリングを実施して検査を行った。

7 監査の結果

【企画部 財政課】

令和2年度に係る財務事務執行については、おおむね適正に執行されているものと認められた。軽微な留意事項については、口頭で指導した。

【学び育成部 スポーツ課】

令和2年度に係る財務事務執行については、一部の財務事務における留意事項を除き、おおむね適正に執行されているものと認められた。一部の留意事項については文書指導とし、その措置状況の報告を求める。

なお、軽微な留意事項については、口頭で指導した。

8 監査の結果に関する意見

【企画部 財政課】

(1) 事務の適正な執行について

支出事務を中心に不適切な処理が散見されるので、適正な事務処理に努められたい。また、服務については、昨年も指摘しているが、記入漏れ、押印漏れが散見されるので、正確な事務処理に努められたい。

(2) 随意契約について

一部の随意契約において、根拠条文と合致していないものが見受けられたので、関係諸規程を再度確認するとともに、随意契約を行う際は、「この業者ありき」ではなく、事業の性質や他に選定できる事業者がいないか慎重に判断するとともに関係諸規程に準拠し、業者選定を行われたい。

(3) ふるさと納税について

財政課では、安定的な歳入確保の一手段として「ふるさと納税」についても強化しているところであるが、地域資源の活用や地域の活性化を図ることがふるさと納税の重要な役割であることを踏まえ、今後も産業界との連携による産物の提供や心の充実に繋がるサービスの提供について検討されたい。

また、寄附文化の醸成について大事なことは、目に見えるリターンを充実させることであるが、それができなくとも、用途を明確にして結果を報告することが重要であると考え。寄附の充当先について、寄附者から見てふるさと納税による寄附金の活用が実感できる充当事業や金額などの考え方を整理したうえで、充当した事業については、その成果をホームページなどで公表することを検討されたい。

【学び育成部 スポーツ課】

(1) 事務の適正な執行について

支出事務を中心に不適切な処理が多数みられ、さらに各事例を詳細に見ると基本的な事務処理ができていないように見受けられる。職員の知識不足や適正に処理を行う意識の欠如も懸念され、組織としてのリスク管理が十分に機能していないのではないかとと思われる。

職員の意識改革が必要ではないかと考えられることから、適正かつ正確な事務処理が大事であることを共通認識とするため、総括担当職員（中堅の職員）や財務、庶務担当職員を中心に監査で指摘された事項などを題材にケースワークを行うことなどを検討されたい。

(2) 寒川総合体育館の喫茶室利用料について

条例や規則に則った事務手続が遂行されていないため、改善が必要である。

また、現状の体育館喫茶室の運営（喫茶室として使用していない）と条例の整合性が取れていないため、関係課と調整のうえ、条例改正等を検討されたい。

(3) 補助金について

スポーツ関係団体への補助金は、そもそも競技普及といった公共性の高い目的で執行されるべきものであるが、交付団体を通じて傘下の各団体に配分されていたものについて、一部で極めて不適切な使われ方をしたものがあつた。規則、要綱に則り、適正に執行されたい。

(4) 随意契約について

随意契約は政令で規定する要件に該当する場合に限り認められる例外的な契約方法であり、特に業者の選定に当たり競争入札によらない1者随意契約とする判断は経済性及び公平性の観点からより慎重に行わなければならない。また、透明性を確保し、町民への説明責任を果たす観点から、1者随意契約と判断し

た経過や理由を具体的に記載する必要がある。

また、一部の随意契約において、根拠条文と合致していないものが見受けられたので、関係諸規程を再度確認するとともに、随意契約を行う際は、「この業者ありき」ではなく、事業の性質や他に選定できる事業者がいないか慎重に判断するとともに関係諸規程に準拠し、業者選定を行われたい。

(5) ストリートスポーツ普及推進事業委託について

当該事業については、住民監査請求があり、請求人に結果を通知したが、この通知に記載した当職の意見をもとに改善を図られたい。